

事業名	用地事務費			調書番号	95
細事業名	諸問題相談業務費	財務コード	129404		
担当部課室	県土整備 部	用地 課	指導調整 担当 (内線)	7106	

事業の概要

実施期間	始期 H11 年度 ~ 終期 年度	
実施主体	県(直営)	
目的	だれ(何)を対象に	その対象をどのような状態にして
	公共用地の取得及び補償を行う職員	用地交渉過程で発生する極めて高度な諸問題(法律、相続、権利、登記等)に関して、専門家(弁護士、司法書士)の助言を踏まえ、解決への道筋を立てることができる
結果、何に結びつけるのか		
用地の取得を促進し、公共事業の円滑化・迅速化を図り、県民の利便性の向上		
内容	専門家による用地交渉の諸問題相談 ・ 弁護士相談 (予算措置 13件) ・ 司法書士相談 (予算措置 3件)	
	主な相談内容(具体例) ・ 抵当権者の取扱い、契約成立時点の判断、違法物件に対する補償、競売落札者への対抗、処分禁止仮処分の解除、相続財産管理人制度の適用、不在者財産管理人制度の活用、時効取得・中断、抵当権等の解除、転貸借の有効性等	

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

区分	指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
活動指標	目標	15	14	13	16	16	16	16
	実績(見込)	20	16	18	12	11	16	
	達成率	133.3	114.3	138.5	75.0	68.8		
	達成区分	a	b	a	c	c		
成果指標	目標							
	実績(見込)							
	達成率							
	達成区分							
決算(予算) 単位:千円		400	234	332	264	394	568	568

事業の評価(平成27年度の業績評価)

活動指標	b	評価	平成27年度の相談実績は、目標の16件に対して11件と、予定した活動量をやや下回ったが、相談しようとする内容が過去の相談例と類似する場合は、その事例を応用するなど、工夫を凝らして効率的に取り組んでいるため、活動量以上に成果を上げている。 なお、1件当たりの相談予定時間を4時間としているが、相談前の打合せ等を十分行うことにより、相談時間の短縮を図っているため、件数に比べ決算額は少なく残額が生じている。 本事業に関しては、用地交渉に伴う特殊な事業であることから、年度によって相談件数に変動があるものの、中長期的に見ることが適当であり、こうした事業の性格や過去の活動量を勘案し、今後とも予定どおりの活動量があると判断する。
成果指標			困難事案の相談について、法的見解に基づいた意見を聞くことができ、意図した成果をほぼ上げている。

・活動指標、成果指標の達成率、から事業の活動量、成果に係る一次評価の考え方を記載すること。  
 ・指標がない場合や指標を補足する必要がある場合には、指標によらない成果を用いて記載すること。

見直しの必要性(平成29年度に向けた改善等の考え方)

県関与の必要性	判定	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い	<input type="checkbox"/> 必要性がある程度認められる	<input type="checkbox"/> 必要性が低い
	説明	<input type="checkbox"/> 社会経済環境の変化により、当該事務事業が解決すべき課題が増えている、増えることが予想される <input type="checkbox"/> 事業の拡大や充実を求める意見・要望が増えている <input type="checkbox"/> 法令等により、県が実施することが義務づけられている <input type="checkbox"/> 県が実施しないと、県民生活に深刻な影響が生じる <input checked="" type="checkbox"/> 民間が実施した場合、現在のサービス水準を維持することが、収益性や技術面で困難である。 <input checked="" type="checkbox"/> その他( 次のとおり )		
有効性(成果向上)	判定	<input type="checkbox"/> 大幅な成果向上が可能	<input type="checkbox"/> 成果向上が可能	<input checked="" type="checkbox"/> 成果向上は余り望めない
	説明	県民意識の多様化、権利意識の高揚及び権利関係が複雑化する中、用地交渉時に生じる諸問題の解決を図る上で、弁護士や司法書士による専門家相談は不可欠である。 業務にあたる職員にとっては、複雑な権利関係を専門家に相談することから、地権者への説明責任を果たし、また、自信をもって積極的な用地交渉を行えることにつながり、用地取得業務が適切かつ迅速に実施でき、意図した成果は確実に上げている。		
見直しの余地	判定	<input type="checkbox"/> 見直す余地がある	<input type="checkbox"/> 見直す余地がある程度ある	<input checked="" type="checkbox"/> 見直す余地がない
	説明	<input type="checkbox"/> 民間委託や指定管理者制度の活用など事業手法の見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 業務の進め方や手続き(業務プロセス)を簡略化・簡素化する余地がある <input type="checkbox"/> サービスの対象、水準、内容を見直す余地がある <input type="checkbox"/> 実施体制(事業間・組織間の連携や事務分担など)を見直す余地がある <input type="checkbox"/> 投入したコストに見合った効果が現れておらず、効果向上やコスト削減を検討する余地がある <input type="checkbox"/> その他( )		
その他	説明	本事業に関しては、用地交渉に伴う特殊な事業であることから、中長期的に見ることが適当であるとともに、極めて高度な諸問題(法律、相続、権利、登記等)に関して、専門家の助言を踏まえ、解決への道筋を立てることは今後も不可欠であると判断する。		

見直しの 必要性	無	弁護士相談及び司法書士相談については、困難事案の相談等が多いことから、他の事例への応用ができ活動量以上に成果を上げている。また、相談業務という性質上、見直しの余地が限定的であるため現行どおり実施することとする。
-------------	---	---

見直しの方向(平成29年度当初予算等での対応状況)

現行どおり	説明	
-------	----	--

見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。見直しが無い場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。